

## 退去に伴うご注意とお願い

弊社管理物件に長らくのご入居、誠にありがとうございました。  
退去に伴う下記事項につきまして、ご確認頂きますようお願い致します。

退去の届出	別紙「契約解約申込書」に必要事項をご記入頂き、弊社までご返送ください。退去立会日時につきましては、出来る限りご希望に沿うよう調整させていただきます。
契約終了日	賃貸借契約書の解約の条項に基づき、届出日の翌日から1ヶ月以上の予告期間が必要です。(物件により3~6ヶ月の解約予告期間が必要です。ご確認ください。)
賃料等	契約終了日以前に住宅を退去されても、契約終了日まで賃料が発生します。
公共料金等	電気・ガス・水道・電話等の利用中止につきましては、各供給機関に前もって連絡の上、 <b>退去日までの料金を精算</b> してください。(円昭が水道検針を行っている物件にご入居の場合、水道局への利用停止連絡は必要ございません。)
郵便物、新聞等	お近くの郵便局に <b>転居届</b> を出しておくことで、1年間、旧住所あての郵便物を新住所に <b>無料で転送</b> されます。 新聞等を購読されている方は、当該販売店に転居による解約・精算等をしてください。
引越	引越作業の際は、部屋や共用部に傷などが付かないよう、ご注意ください。
ゴミ	退去に伴い多くのゴミが出るかと思いますが、お住まいの地域のゴミ収集日を考慮頂き、計画的なゴミ出しをしてください。ごみ出しは日時や場所・方法を守らないと <b>不法投棄となり処罰の対象</b> になりますので、ご注意ください。
修繕、原状回復	入居者にかかる修繕及び取替えを、当方に依頼される場合には、その工事に要する費用を負担して頂くこととなりますので、あらかじめご了承ください。
退去立会（明渡し）	退去は、物件を明け渡し、鍵を返還した時に完了したものと認定します。なお、鍵の返還以降は、契約終了日以前でも住宅の使用はできません。 退去立会時には、鍵を返却頂き、住宅の修繕・原状回復箇所の確認をさせていただきます。その場にて返金金額を提示させていただきます。
保証金・敷金	保証金・敷金は、賃料及び修繕費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残金を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。また、修繕負担が保証金を越える場合は、別途請求させていただきます。
その他	クレジットカード・携帯電話等、各種登録住所の変更をお願いします。 賃料等の振込みで <b>自動送金サービス</b> をご利用されている方は <b>銀行にて解約手続き</b> をしてください。

株式会社 円昭

〒466-0031

名古屋市昭和区紅梅町 3-3

Phone 052-841-2701

Fax 052-841-4301

e-mail: mail@enshow.com